

越後縣が六月の職務上勤を出さざる奉り十二月正日全圖樂團
一ヶ月支給されしより要求しめる所會攝理外付の了がる所の調査を交
日給三日食の賄合を以てる所の懲處半額を乗じてある金賃（保三百圓
奉り承取せしも財政會賄事員林鳳翔の願望を縣ア懲處半當と丁目、
セ會攝理外交越後縣の該處年當四十五圓を支給する旨回答しめる所
劍類外の懲處の願望を以てある該處懲處半額を乘じてある所の
人事局の更級改めて酒の懲處しめる所の號稱「六月一日對瀬村
十月森原らふと同懲處二ヶ月間開始」する所の間會攝理外付の丁
李誠來が大正十三年三月同工數外に歸る所懲處中アあり六次詔味六半
一參照人員（常業員十人名）

至同 十二月廿六日
自詔味六半十二月十五日

一 諸端通主並職夫月日 名古屋市南區樂興三番四二

一 親玄武 漢書十一日
母蘿柴株式會社懲處の件

合議會十二月

財團協調會名古屋出張所

合評議會中部地方評議會執行委員吉田時男の應援を求める前回同様の
要求をなしたるも會社側は責任者不在の爲と稱して回答を遷延せし
めつゝあつたが常務伊藤吉太郎は十二月二十七日縣調停官に調停を
依頼し更に十二月二十八日には本出張所長大澤氏に調停の斡旋方の
依頼がありかくて大澤出張所長は犬飼調停官補と共に事業主側濱田
事務員、從業員側李錫來、組合側吉田時男等を名古屋市南區八熊町
巡查派出所に十二月二十九日午後四時に招き交渉協議の結果午後十
時に至り解雇手當八十圓外に同情金五十圓計百三十圓支給することで
で解決した。

以上